

申告・納付期限延長のお知らせ

	期限延長前の 申告・納付期限	期限延長後の 申告・納付期限
申告所得税 (復興特別所得税)	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)
個人事業者の消費税 (地方消費税)	令和2年3月31日(火)	
贈与税	令和2年3月16日(月)	

※ 振替納税をご利用されている方の振替日についても延長されます。
振替日については、確定次第、国税庁HP等で公表される予定です。

スマホやパソコン等で、ご自宅等から申告することができます。
国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。

税務署